令和3年2月3日現在 宇都宮市農業再生協議会

生産振興に係る事業

※ 記載事業は、令和3年度予算が成立した場合に実施

農業構造改革事業

食糧自給率の向上に資する戦略作物の生産振興のほか、生産力の確保に向けて、農地のフル活用と収益性の高い作物の生産振興に取り組む。

対 象 者 : 販売目的で対象作物を生産する市内在住の農業者であって、以下に記載する各事業の対象者に、令和3年6月末時点で該当していること。

※ 「人・農地プラン登載者」とは,「(旧)人・農地プラン登載者(中心経営体)」又は「実質化された人・農地プラン登載者」をいう。【令和4年度以降は,「(旧)人・農地プラン登載者(中心経営体)」は廃止】

対象農地 : 市内の農地

①飼料用米生産振興事業 [水田]

【対象者】

- ・ 担い手(認定農業者,集落営農,認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)

【要件】

・ 飼料用米を5ha以上作付すること。

【交付単価】

2.000円/10a

【提出書類等】

・ 販売伝票(写し)

対象作物 : 飼料用米

②麦・大豆生産拡大推進事業 [水田]

【対象者】

- 担い手(認定農業者,集落営農,認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)

【要件】

- ・ 麦または大豆を1ha以上作付すること。
- ・ 農産物検査法に基づく検査を受けること。

【交付単価】

650円/60kg (小麦) 650円/50kg (二条大麦)

1,300円/60kg(大豆)

【提出書類等】

・ 検査したことがわかる書類(写し), 販売伝票(写し)

対象作物 : 小麦,二条大麦,大豆

③奨励作物作付促進事業 [水田·畑地]

【対象者】

- 担い手(認定農業者,集落営農,認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)

【要件】

- 対象作物の施設を5a以上新設又は規模拡大すること。 (梨は露地栽培も対象)
- ・ 同一ほ場で1回限り (拡大の場合は同一ほ場可)

【交付単価】

150,000円/10a(同一ほ場で1回限り)

【提出書類等】

- ・ 施設整備にかかる見積書・納品書・領収書(写し),平面図(写し),完成写真
- ・ 販売伝票(写し) ※当該年度内に販売できない 場合は理由書
- ・ 畑地の場合,畑地の営農計画書

対象作物: トマト, いちご, アスパラガス,

梨. にら

(梨は,露地栽培も対象)

④露地野菜生産拡大事業 [畑地 (機械の共同利用組織の構成員のみ水田を含む)]

【対象者】

- 担い手(認定農業者,集落営農,認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者(中心経営体のみ)
- ・ 担い手であって、人・農地プラン(中心経営体のみ) に登載されている農業者を含む3名以上の機械の共同 利用組織の構成員

【要件】

・ 対象作物を畑地と水田を合わせて10a以上作付する こと(交付金の算定は畑地のみの面積を対象とする。 ただし、機械の共同利用組織の構成員のみ水田の面積も 対象とする)。

【交付単価】

10,000円/10a

【提出書類等】

- 販売伝票(写し)
- ・ 機械の共同利用組織の構成員は、共同利用の規約(写し) 構成員が分かる書類(写し)、機械利用計画(写し)
- 畑地の営農計画書

対象作物 : 玉ねぎ,かんしょ

⑤水田活用拡大事業 [水田]

【対象者】

- 担い手(認定農業者,集落営農,認定新規就農者)
- ・ 人・農地プラン登載者

(「中心経営体」又は「農地の守り手・支え手」)

【要件】

- ・ 令和2年度の(全)保全管理又は(全)調整水田に主食用米 以外の食用・飼料用の販売用作物を作付すること。
- ・ 令和2年度に営農計画書が提出され、作付状況が確認された水田であること。
- ・ 拡大総面積が10a以上であること
- ※ 前年度に何らかの作物を作付しており、保全管理又は 調整水田になった面積は、交付対象面積から差し引く

【交付単価】

10,000円/10a

【提出書類等】

・ 販売伝票 (写し)

|対象作物 : 主食用米を除く販売用作物

≪その他≫

- ※ ①~⑤の助成を希望する方は「農業構造改革事業交付金等交付申請書」を提出してください。
- ※ 実績などの確認に必要な書類等の提出については、申請者に別途ご案内します。
- (JA出荷の場合,検査・販売等の実績は,JAから情報提供を受け確認します。)
- ※ 記載の交付単価は上限額です。予算額の範囲内で単価を調整することがあります。

人・農地に係る事業

担い手農地集積事業 [水田・畑地]

(受け手への支援)

・農地中間管理機構を通じて、10年以上の利用権を設定した農地で、その出し手が国の機構集積協力金(経営転換協力金)の対象となったものについて、当該農地の受け手に対して交付するもの

15,000円/10a (受け手)

稼げる農業経営体育成支援事業

(1) 集落営農の育成

以下の要件を満たす集落営農組織を設立すること。

- ・ 3戸以上の農業者で組織して共同作業を行うこと。
- ・ 5年以内に経理を一元化する計画があること。

1.000円/10a

専門家による指導・支援

※ その他、集落内の検討会等の費用を支援

(3) 法人化を目指す集落営農組織及び大規模経営に取り組む 個人農家への経営力向上に向けた支援

(2) 法人化を目指す集落営農の育成

以下の要件を満たす集落営農組織を設立すること。

- ・ 法人化を目指すこと。・ 共同販売経理を行うこと。200,000円/1組織
- ※ その他、法人化に向けた検討会等の費用を支援

荒廃農地再生交付金

国事業が対象とならない比較的荒廃程度が低い荒廃農地 であること。(草刈・耕起作業が対象)

16,000円/10a

農地の守り手・支え手確保育成支援事業[水田・畑地]

【対象者】

- ・ 実質化された人・農地プラン登載者(農地の守り手・支え手) 【要件】
- 景観形成作物又は地力増進作物を作付すること。

【提出書類等】

- 農業構造改革事業交付金等交付申請書
- ・ 営農計画書(畑地の場合,畑地の営農計画書)
- ・ 種子の購入伝票(写し)

自己所有地 3,000円/10a 借入地 8.000円/10a